

令和5年度 第13回農業委員会総会 (6. 3. 21)
開 会 午後2時00分 小平市役所 3階 庁議室

議 長～ ただいまから、令和5年度・第13回農業委員会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていただくよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございませ
んか。

全 員～ 異議なし。

議 長～ 4番 金子委員、5番 尾崎委員にお願いします。

第1号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件

議 長～ 1番 申請者
2番 申請者
3番 申請者
以上3件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 1番から3番につきましては、生産緑地において買取申出理由の生じた者が、農業
の主たる従事者に該当することの証明発行の依頼によるものでございます。
現地調査につきましては、3月15日午前に14番酒井委員、10番滝島委員及び
事務局とで行っております。

1番
現地案内図は、1ページ、1番です。
14番酒井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

14番酒井委員～ 現地は、ネギが作付けされており、クリの木が数本植えられておりました。
問題ございません。

事 務 局～ 2番
現地案内図は、2ページ、2番です。
14番酒井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

14番酒井委員～ 現地は、下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事 務 局～ 3番
現地案内図は、3ページ及び4ページ、3番です。
14番酒井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

14番酒井委員～ 現地は、販売用の植木やポット苗が綺麗に置かれており、とても整理されている農地でした。問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ な し

議長～ 特にないようですので、以上3件を従事者として証明することに決定いたします。

第2号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議長～	4番	申請者
	5番	申請者
	6番	申請者
	7番	申請者
	8番	申請者
	9番	申請者
	10番	申請者
	11番	申請者
	12番	申請者

以上9件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 4番から12番につきましては、相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。

現地調査につきましては、3月15日午前に14番酒井委員、10番滝島委員及び事務局、同日午後3番川島委員、4番金子委員及び事務局とで行っております。

4番

現地案内図は、5ページ及び6ページ、4番です。

3番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3番川島委員～ 現地は、ラッカセイ、ブルーベリーが作付けされており、パンジー、マリーゴールド、葉牡丹がポット苗で栽培されておりました。下草もなく綺麗に管理されており問題ございません。

事務局～ 5番と6番は関連しておりますので、まとめて報告いたします。

5番

6番

現地案内図は、7ページ、5番及び6番です。

3番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3番川島委員～ 現地は、ダリヤ、ハクサンハタザオの栽培がされていました。綺麗に管理されており問題ございません。

事務局～ 7番と9番は関連しておりますので、まとめて報告いたします。

7番

9番

現地案内図は、8ページ、7番及び10ページ、9番です。

14番酒井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

14番酒井委員～ 現地は、ハウレンソウ、ソラマメが作付けされていました。下草もなく綺麗に管理されており問題ございません。

事務局～ 8番

現地案内図は、9ページ、8番です。

3番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3番川島委員～ 現地は、エンドウ、ジャガイモ、ノラボウ菜、ブロッコリー、ダイコン、キャベツが作付けされていました。これから春にかけてニンジン、ネギを作付けする予定とのことです。綺麗に管理されており問題ございません。

事務局～ 10番

現地案内図は、11ページ及び12ページ、10番です。

3番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3番川島委員～ 現地は、トマト、タマネギ、キノコの原木栽培が行われていました。非常に意欲的で問題ございません。

事務局～ 11番

現地案内図は、13ページ、11番です。

3番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3番川島委員～ 現地は、ムギ、ブルーベリー、イチゴが栽培されていました。下草もなく綺麗に管理されているため、問題ございません。

事務局～ 12番

現地案内図は、14ページ、12番です。

3番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3番川島委員～ 現地は、綺麗に整地されており、今後、トウモロコシ、エダマメ、キュウリ、ダイコンを作付けする予定です。また、イチゴのハウス栽培も行われていました。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上9件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

第3号議案 相続税納税猶予に関する認定都市農地貸付け等継続証明の件

議 長 ～ 13番 申請者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 ～ 13番につきましては、認定都市農地貸付けを行っている農地の相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。現地調査につきましては、3月15日午後3時川島委員、4時金子委員及び事務局とで行っております。

13番

現地案内図は、15ページ、13番です。

3時川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3時川島委員 ～ 現地は、タマネギ、トマトの水耕栽培が行われていました。下草もなく綺麗に管理されていました。問題ございません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上1件につきまして、農業経営継続中として証明することに決定いたします。

第4号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく申請の件

議 長 ～ 14番 申請者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 14番につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る農地の貸借のための事業計画審議の依頼によるものでございます。
現地調査につきましては、3月15日午後3時川島委員、4時金子委員及び事務局とで行っております。

14番

現地案内図は、16ページ、14番です。

3時川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3時川島委員～ 現地は、綺麗に整地されており、今後、サトイモ、エダマメ、トウモロコシを作付けする予定です。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上1件につきまして、事業計画決定といたします。
以上が今月の議案でございます。
次に、2月12日から3月8日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地転用のための届出の件（法第4条）

議長～ 15番 申請者

以上1件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第4条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。

15番

現地案内図は、17ページ、15番です。

現地調査につきましては、事務局で行い、現況は畑と報告させていただきました。

以上1件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を2月26日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議 長 ～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

第2号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議 長 ～

- 16番 譲受人
譲渡人
- 17番 譲受人
譲渡人
- 18番 譲受人
譲渡人
- 19番 譲受人
譲渡人
- 20番 譲受人
譲渡人
- 21番 譲受人
譲渡人
- 22番 譲受人
譲渡人

以上7件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局 ～ 今回報告の法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。
なお、17番と18番が関連しており、また、20番と21番が関連しておりますので、それぞれまとめて報告いたします。

16番

現地案内図は18ページ、16番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は使用貸借権の設定です。現況は畑でございます。

17番

18番

現地案内図は19ページ、17番及び18番です。

転用目的は宅地開発で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地でございます。

19番

現地案内図は20ページ、19番です。

転用目的は宅地開発で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

20番

21番

現地案内図は21ページ、20番及び21番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地でございます。

22番

現地案内図は22ページ、22番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地でございます。

以上7件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を2月26日、3月5日及び3月14日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長～ 以上報告がありました。何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。

生産緑地の取得あっせんについて

議 長～ 生産緑地の取得あっせんについて1件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事 務 局～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

23番

現地案内図は、23ページ、23番です。

所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりです。

以上でございます。

議 長～ 以上報告がありました。何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。